

相手国政府・ 相手国機関 (注1)	名 称	援 助 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額 贈与の使用期限 (注2)	署名日 署名地 (勅加並注) (注3)	署 名 者	告示日 告示番号 (注4)
ブルガリア	考古学研究所・博物館考古学研究 機材整備計画のための贈与に 関する日本国政府とブルガリア 共和国政府との間の交換公文	考古学研究所・博物館考古学研究 機材整備計画を実施するに必要な 1. 機材及びその調達に必要な役務の供与 2. 上記1.の機材の輸送に必要な役務の供与	41,300千円 H18.3.31まで	H17.9.12 ソフィア で (H17.12.28)	日本側 福井宏一郎在ブル ガリア大使 ブルガリア側 イヴァイロ ・ゲオルギエフ・カルフ イン副首相兼外務大臣	H18.1.18 21号

(注1)国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
(注2)贈与の使用期限については定めのないものは、-----と記している。
(注3)日付については、平成〇年△月□日をH〇△□と記している。
(注4)告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。